

安城市犯罪被害者等日常生活支援事業 ホームヘルプサービス/配食サービス

～犯罪被害に遭われた方、そのご家族やご遺族の方を支援します～



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族または重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方またはご家族に対して、ホームヘルパーの派遣やお弁当の配達を行います。

① 対象となる犯罪

令和8年4月1日以降に発生した、日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪

(例)殺人、強盗、傷害、不同意性交等、不同意わいせつ、危険運転致死等の故意による犯罪(過失による犯罪は対象外)

② 対象となる方

犯罪被害の原因となる犯罪行為があったとき及びホームヘルプサービス/配食サービス実施時に、安城市内に住所を有している、

◆犯罪行為により重傷病(療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの)を負った犯罪被害者の方またはご家族

◆特定の犯罪行為(※)により精神疾患(療養期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの)を負った犯罪被害者の方

(※)殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買(いずれも未遂を含む)

◆犯罪行為により死亡した犯罪被害者のご遺族

※いずれも、事実婚関係、パートナーシップ、ファミリーシップ及び他の地方公共団体における同様の制度に基づく関係の方を含む

相談窓口
問合せ先

犯罪被害者等支援総合的対応窓口
安城市役所市民安全課市民安全係

☎0566-71-2219

③ 支援の内容

◆ホームヘルプサービス◆

【内容】

- ・調理、洗濯、掃除、買い物その他の家事
- ・授乳介助、おむつ交換、沐浴介助その他の育児
- ・食事、排泄、入浴その他の介護
- ・通院介助 など



【利用回数・利用時間】

- ・1日あたり1回3時間以内
- ・犯罪被害を知った日から1年以内かつ一の犯罪被害につき60時間以内

◆配食サービス◆

【内容】

- ・1日1回昼または夜にお弁当を配達

【利用期間】

- ・犯罪被害を知った日から1年以内かつ初回提供開始日から最大30日間



④ 申請に必要な書類

◆安城市犯罪被害者等日常生活支援利用申請書

◆添付書類(住民票の写し、死体検案書または診断書、犯罪被害を受けた事実を証明できる書類等)

申請様式及び必要な添付書類について、詳しくは相談窓口へ
お問い合わせください。

<見舞金が給付されない場合>

- ・犯罪被害者等と加害者との間に親族関係(事実婚関係、パートナーシップ、ファミリーシップ及び他の地方公共団体における同様の制度に基づく関係にあった者を含む。)があり、同居していた場合
(被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く。)
- ・犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合 など

⑤ 申請期限

当該犯罪被害を知った日から1年を経過したときは、申請することができません。

対象となる可能性がある方は、まずはお電話でお問い合わせください。